

広島県収受	
第	号
29.11.17	
処理期限	月 日
分類記号	保存年数

医政発 1116 第 4 号
平成 29 年 11 月 16 日

各都道府県知事 殿

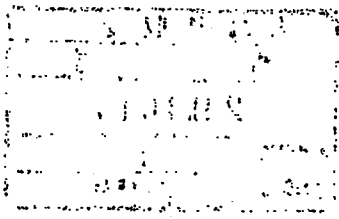
厚生労働省医政局長



死体解剖資格認定要領の一部改正について

死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める死体解剖資格の認定につきましては、平成 15 年 12 月 16 日付け医政発 1216005 号厚生労働省医政局長通知「死体解剖資格の認定等について」の別紙「死体解剖資格認定要領」により行ってきたところですが、今般、別紙のとおり「死体解剖資格認定要領」の一部を改正し、平成 29 年 11 月 16 日より施行することとしましたので、貴職におかれましては、本改正の内容について御了知の上、貴管下の関係機関に対する周知方お願いします。

なお、今回の改正に伴い、死体解剖保存法施行規則（昭和 24 年厚生省令第 37 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項に定める申請書類（第四号書式、第五号書式及び第五号の二書式）につきましては、様式を修正のうえ追って公布するので、公布までの間、現状の様式にて申請の受付を継続していただきますよう貴管下の関係機関に対する周知方お願いします。



死体解剖資格認定要領

最終改正：平成 29 年 11 月 16 日

第一 用語の定義

本要領における用語の定義は、次のとおりとすること。

1 解剖を行った経験
単に解剖に立ち会うのみならず、自らが頭蓋腔、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書等を作成した経験をいい、学生実習における解剖の経験も含むものとする。

2 適切な指導者
医学又は歯学に関する大学(大学の学部含む。以下同じ。)の解剖学、病理学又は歯医学の教授若しくは准教授又は死体解剖資格を有する者で解剖学、病理学若しくは法医学を専門とする者をいう。

第二 認定の基準

1 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号。以下「法」という。)第2条第1項第1号の認定(以下「認定」という。)は、次に掲げる要件をみたす者で、遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失ふことなく死体の取り扱いを行うことができると認められるものについて行うものとする。ただし、死体解剖を行う者として学術的・倫理的に著しく不適格な者は、認定を行わないことができる。

(1) 医師又は歯科医師にあつては、次の全てに該当する者

ア 国内の医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学若しくは法医学の講座又は年間10体以上の剖検例を有する医療施設の病理部門若しくは監察医官機構に所属し、現に当該所風先において解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事する者

イ 医師又は歯科医師の免許を得て2年を経過した後、初めて解剖に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で20体以上について死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。)第4号書式による申請書に記載した主として行おうとする解剖の種類(系統、病理、法医学のうち、いずれか1つ)の解剖を行うとす経験を有する者としたし、病理解剖を行う者については、解剖を行うに当たっては、解剖例について申請を行う者に、解剖及び腹腔を開検する解剖例を含む場合であっても、病理解剖を実施するために必要な知識及び技能を有していると認められる場合には、分科会の判断で認定を行うものとする。

(2) 医師及び歯科医師以外の者で主として系統解剖を行おうとする者にあつては、次の全てに該当する者

ア 国内の医学又は歯学に関する大学の解剖学の講座に常勤の助教又は専任講師として所属し、現に当該講座において解剖に関連する研究又は教育業務に従事する者

イ 初めて解剖に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究又は教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で50体以上について系統解剖を行った経験を有する者

(3) (1)及び(2)に該当しない者であつて、医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授の職にあっては後継職した者であつて、離職後も継続して医学又は歯学に関する大学の解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事する者

(4) (1)から(3)に該当しない者であつて、解剖に関して(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

2 現に医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学若しくは法医学の教授又は准教授の職にある者については、法第2条第1項の規定により保健所長の許可を受けなくとも死体の解剖を行うことができるため、認定は行わないものとする。

第三 認定の申請に必要な書類

1 死体解剖保存法施行令(昭和28年政令第381号。以下「令」という。)第1条第1項の認定の申請は、規則第4号書式による申請書に、規則第5号書式による解剖経験証明書及び第5号の2書式による履歴書のほか、指導者の推薦状とともに、次の書類を添付して行うものとする。

(1) 第二の1の(1)に該当する医師及び歯科医師にあつては次の書類

ア 解剖調書(直近の5年以内の20体に係るものとし、別添の書式によること。)

イ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し

(2) 第二の1の(2)に該当する者にあつては次の書類

ア 解剖調書(直近の5年以内の50体に係るものとし、別添の書式によること。)

イ 在職証明及び在職期間証明

(3) 第二の1の(3)に該当する者にあつては次の書類(ただし、ウについては、有する場合同様に限る。)

ア 在職証明及び在職期間証明

イ 離職後の業務に関する証明書又は申立書

ウ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し

(4) 第二の1の(4)に該当する者にあつては、解剖に関して第二の1の(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを示す書類

2 申請書類を作成するに当たつては、次の事項に留意すること。

(1) 死体解剖資格認定申請書について(規則第4号書式関係)

(別紙)

ア 申請書に手数料として令第1条第2項に定める金額の収入印紙を貼ること。また、消印は不要であること。

イ 主として解剖を行うおととする場所については、〇〇大学医学部〇〇教室又は〇〇病院などと具体的に記入すること。

(2) 解剖経験証明書について (規則第5号書式関係)
解剖を行った場所ごとに作成すること。

(3) 履歴書について (規則第5号の2書式関係)

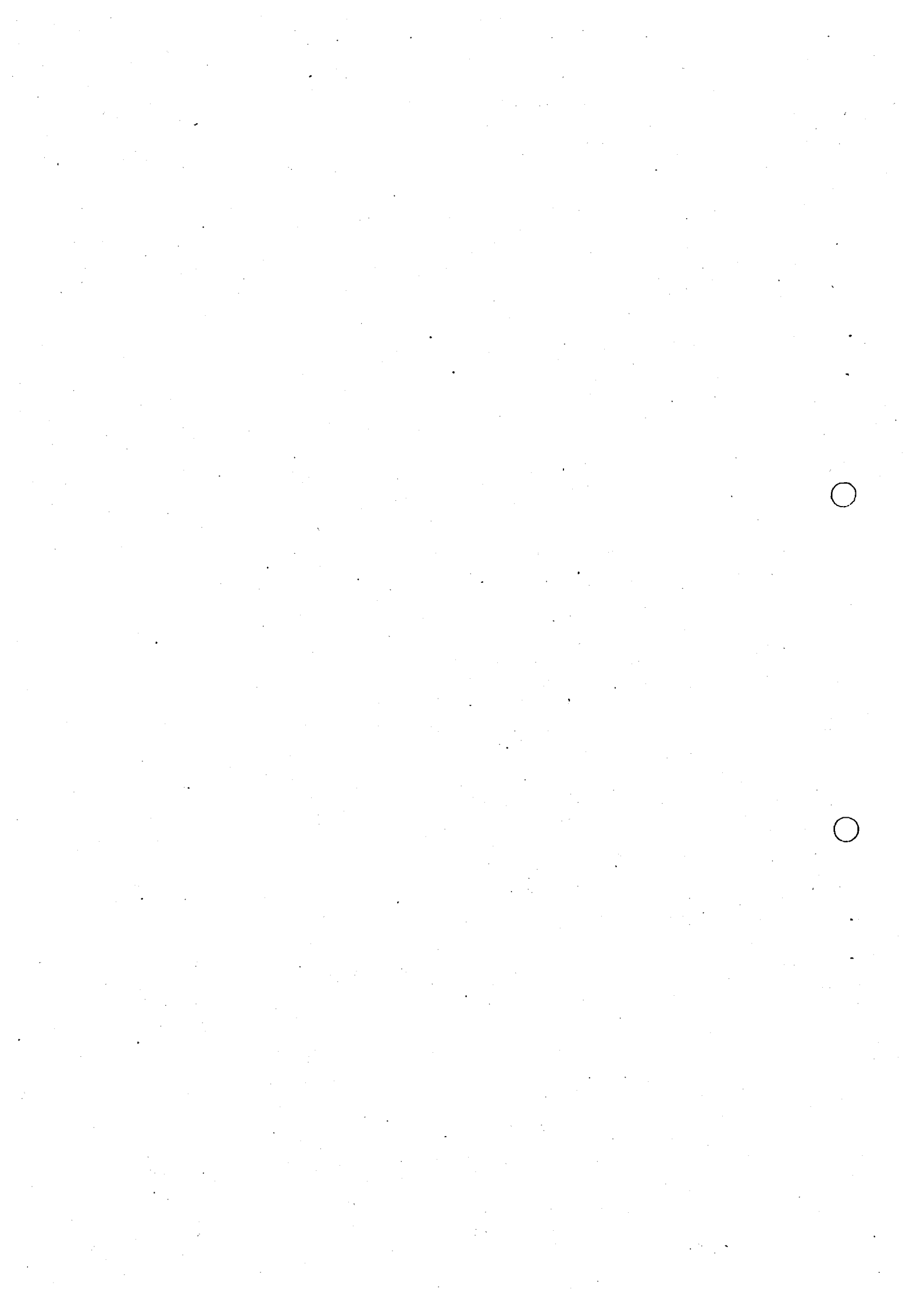
ア 大学院生であるときは、学歴の「学校名、学部名」の欄に大学院での専攻を〇〇大学院病理学専攻などと記入すること。

イ 職歴に非常勤が含まれる場合にあつては、備考欄にその勤務状況を具体的に記入すること。

ウ 解剖歴として外国の施設での経験を勘案しようとする場合にあつては、認定を受けた後に解剖を行うことを予定している国内の施設の長又は大学の教授の意見書を添付すること。

(4) 推薦状について
推薦状の作成に当たつては、解剖に際して申請者が遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有するか否か、礼意を失することなく死体を取り扱うことを十分理解しているか否かを含めること。

(5) その他
解剖件数には、ネクロプシー (死後、生検針等で特定の臓器の病理組織を採取することをいう。) の件数は含まれないこと。



新 旧 対 照 表

死体解剖資格の認定等について（平成7年4月1日付け徳政発0321第57号厚生省健康政策局長通知）

改 正 後	改 正 前
<p>(別紙)</p> <p>死体解剖資格認定要領</p> <p>第二 用語の定義</p> <p>本要領における用語の定義は、次のとおりとすること。</p> <p>1 解剖を行った経験 単に解剖に立ち会ったのみならず、自らが頭蓋腔、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書等を作成した経験をいい、学生実習における解剖の経験も含むものとする。</p> <p>2 適切な指導者 医学又は歯学に関する大学（大学の学部含む。以下同じ。）の解剖学、病理学若しくは法医学の教授若しくは准教授又は死体解剖資格を有する者で解剖学、病理学若しくは法医学を専門とする者をいう。</p> <p>第二 認定の基準</p> <p>1 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「法」という。）第2条第1項第1号の認定（以下「認定」という。）は、次に掲げる要件をみたす者で、遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができると認められるものについて行うものとする。</p> <p>ア 国内の医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学若しくは法医学の講座又は年間10体以上の剖検例を有する医療施設の病理部門若しくは監察医務機関に所属し、現に当該所属先において解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事する者</p> <p>イ 医師又は歯科医師の免許を得て2年を経過した後、初めて解剖に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で20体以上について死体解剖保存法施行規則（昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。）第4号書式による申請書に記載した主として行おうとする解剖の種類（系統、病理、法医学のうち、いずれか1つ）の解剖を行った経験を有する者</p>	<p>(別紙)</p> <p>死体解剖資格認定要領</p> <p>(新設)</p> <p>第二 認定の基準</p> <p>1 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「法」という。）第2条第1項第1号の認定（以下「認定」という。）は、次に掲げる要件をみたす者で、遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができると認められるものについて行うものとする。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師にあつては、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 医師又は歯科医師の免許を得た後、医学又は歯学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教室において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、15体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者</p> <p>イ 医師又は歯科医師の免許を得た後、年間10体以上の剖検例を有する病院、研究室、監察医務機関等において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、15体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者</p>

ただし、病理解剖について申請を行う者については、解剖を行った経験に、頭蓋腔は開検せず、胸腔及び腹腔を開検する解剖例を含む場合であっても、病理解剖を実施するために必要な知識及び技能を有しているものと認められる場合には、分科会の判断で認定を行うものとする。

(削除)

(削除)

(2) 医師及び歯科医師以外の者で主として系統解剖を行おうとする者については、次の全てに該当する者

ア 国内の医学又は歯学に関する大学の解剖学の講座に常勤の助教又は専任講師として所属し、現に当該講座において解剖に関連する研究又は教育業務に従事する者

イ 初めて解剖に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究又は教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で50体以上解剖を行った経験をする者

(削除)

(3) (1)及び(2)に該当しない者であって、医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授の職に就いた後離職した者であって、離職後も継続して医学又は歯学に関する大学の解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事する者

(4) (1)から(3)に該当しない者であって、解剖に関して(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(削除)

2 現に医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学若しくは法医学の教授又は准教授の職にある者については、法第2条第1項の規定により保健所長の許可を受けなくとも死体の解剖を行うことができるため、認定は行わないものとする。

ウ 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は助教の職に就いた後離職した者であって、離職後も継続して解剖に関連する研究・教育業務に従事するもの

エ アからウまでに該当しない者であって、解剖に関してア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの

(2) 医師及び歯科医師以外の者については、次のいずれかに該当する者

ア 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師の職にある者又はそれと同等と認められる者であって、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で25体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、25体以上について自ら主として解剖を行った経験を有するもの

イ 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は助教の職に就いた後離職した者であって、離職後も継続して解剖に関連する研究・教育業務に従事するもの

ウ ア又はイに該当しない者であって、解剖に関してアに掲げる者と同等以上の知識・技能を有すると認められ、かつ、解剖に関する研究・教育業務に従事するもの

(新設)

(新設)

2 1の(2)のアに規定する専任講師の職にある者と同等と認められる者とは、次のいずれかに該当する者をいうものとする。

(1) 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の講座に常勤している者であって、助手として在職しているもの

(2) (1)に該当しない者であって、直近5年間に、医学又は歯学(解剖学、病理学又は法医学に限る。)に関し相応の業績を發表した実績を有すると認められるもの

(3) (1)に該当しない者であって、医学又は歯学に関する博士又は修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有するもの

3 現に医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学若しくは法医学の教授又は助教の職にある者については、法第2条第1項の規定により保健所長の許可を受けなくとも死体の解剖を行うことができるため、認定は行わないものとする。

第三 認定の申請に必要な書類

- 1 死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号。以下「令」という。）第1条第1項の認定の申請は、規則第4号書式による申請書に、規則第5号書式による解剖経験証明書及び第5号の2書式による履歴書のほか、指導者の推薦状とともに、次の書類を添付して行うものとする。
- (1) 第二の1の(1)に該当する医師及び歯科医師にあつては次の書類
 ア 解剖調書（直近の5年以内の20体に係るものとし、別添の書式によること。）
 イ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し
- (2) 第二の1の(2)に該当する者にあつては次の書類
 ア 解剖調書（直近の5年以内の50体に係るものとし、別添の書式によること。）
 イ 在職証明及び在職期間証明
- (3) 第二の1の(3)に該当する者にあつては次の書類（ただし、ウについては、有する場合にはに限る。）
 ア 在職証明及び在職期間証明
 イ 離職後の業務に関する証明書又は申立書
 ウ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し
- (4) 第二の1の(4)に該当する者にあつては、解剖に関して第二の1の(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを示す書類

(削除)

(削除)

(削除)

第二 認定の申請に必要な書類

- 1 死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号。以下「令」という。）第1条第1項の認定の申請は、死体解剖保存法施行規則（昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。）第4号書式による申請書に、規則第5号書式による解剖経験証明書及び第5号の2書式による履歴書のほか、指導者の推薦状とともに、次の書類を添付して行うものとする。

- (1) 第二の1の(1)（ウを除く。）に該当する医師及び歯科医師にあつては次の書類
 ア 解剖調書（直近の5年以内の20体に係るものとし、別添の書式によること。）
 イ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し

(新設)

(新設)

(新設)

- (2) 第二の1の(1)のウに該当する者にあつては次の書類

- ア 在職証明及び在職期間証明
 イ 離職後の業務に関する証明書又は申立書
 ウ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し
- (3) 第二の1の(2)のウに該当する者のうち専任講師の職にある者にあつては次の書類
 ア 解剖調書（直近の5年以内の50体に係るものとし、別添の書式によること。）
 イ 在職証明及び在職期間証明
- (4) 第二の1の(2)のウに該当する者のうち専任講師以外の者にあつては次の書類（ただし、ウ及びエについては、有する場合にはに限る。）
 ア 解剖調書（直近の5年以内の50体に係るものとし、別添の書式によること。）
 イ 在職証明及び在職期間証明
 ウ 業績一覧（論文発表及び口演）
 ・直近5年間に筆頭著者として発表した論文の印刷又は写し
 ・直近5年間に行った口演（座長含む。）のプログラム又は写し

エ 学位を証明する書類

(削除)	<p>(5) 第一の11の②のイに該当する者にあつては次の書類 <u>在職証明及び在職期間証明</u> <u>離職後の業務に関する証明書又は申立書</u></p> <p>(6) <u>その他次に掲げる場合にあつては当該書類</u> <u>ア 大学に所属する者で、病理以外の科の者が病理解剖についての認定を申請しようとするとき</u> <u>イ 医学部長、歯学部長又は病理学教授等の病理解剖の責任者の承諾書</u> <u>イ 医療施設に所属する者で、病理部門以外の者が病理解剖についての認定を申請しようとする</u> <u>ときは、認定を受ける必要性についての施設長の理由書</u></p>
(削除)	
2 (略)	2 (略)

死体解剖資格の概要

死体解剖保存法(抄) (昭和二十四年六月十日法律第三四号)

第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合
- 二～七 (略)

第四条 厚生労働大臣は、第二条第一項第一号の認定又はその認定の取消を行うに当つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聞かなければならない。

医道審議会 死体解剖分科会

- ✓ 死体解剖分科会は、厚生労働大臣から諮問された審議対象者について、解剖経験年数、解剖経験年数、経験件数、解剖に関連する研究・教育業務に従事等を審議し、審議結果を厚生労働大臣に答申し、厚生労働大臣は答申を踏まえ認定を行う。
- ✓ 審議は「死体解剖資格認定要領」(平成15年局長通知)に基づいて行われる。

(参考) 分科会のメンバー

井出 吉信	東京歯科大学学長	鈴木 秀人	東京都監察医務院部長 監察医
岩瀬 博太郎	千葉大学大学院医学研究院教授	○深山 正久	東京大学大学院教授
内山 安男	順天堂大学大学院医学研究科教授	松本 純一	公益社団法人日本医師会常任理事
大澤 資樹	東海大学医学部基礎診療学系法医学教授	柳川 忠廣	公益社団法人日本歯科医師会副会長
河田 光博	佛教大学保健医療技術学部教授	西 真弓	奈良県立医科大学医学部医学科教授
北川 昌伸	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授		

※ 5:0 音順、○印は分科会長 医師9名、歯科医師2名の計11名で構成 (平成29年3月5日現在)

現行の認定要領の概要

- 医師・歯科医師は、大学の解剖学教室、病院等において、解剖関連の研究・教育に2年以上従事し、解剖補助5体、主執刀15体以上の経験を有する者。
- 医師・歯科医師以外の者は、大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師の職又はそれと同等と認められる者であって、解剖関連の研究・教育に5年以上従事し、直近の5年以内に解剖補助25体、主執刀25体以上の経験を有する者。

主な改正内容

1. 用語の定義の明確化・適正化
 - 「局所解剖」の定義を「頭蓋腔、胸腔及び腹腔を開検する解剖」と明確化し、脳のみ解剖は除く。
 - 旧要領の(2)アの「大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師の職にある者又はそれと同等と認められる者」を「解剖学の常勤の助教又は専任講師として所属している者」とする。
2. 解剖の指導体制についての要件を追加
 - 原則として、解剖学、病理学、法医学講座等において、適切な指導を受けていることを要件とする。
3. その他主な改正点
 - 死体解剖を行う者として、学術的・倫理的に著しく不適格な者は分科会の判断で不認定とできること。
(例) 過去に死体損壊等罪で刑罰に処せられた者

